

(10-1) 5・6月以降の特例(共通)

設問番号	設問	回答
10-01	5・6月以降の特例の内容を教えてください	○ 以下の①～②の事業主について、月額上限額を15,000円、助成率を最大10/10(※)といたします。詳細については、以下の(10-2)業況特例、(10-3)地域特例をご覧ください。 【業況特例】 ①特に業況が厳しい事業主 【地域特例】 ②緊急事態措置対象区域の属する都道府県知事の要請等を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等の事業主 ③まん延防止等重点措置対象区域のうち職業安定局長が定める区域が属する都道府県の知事の要請等を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等の事業主 (※)令和3年1月8日～判定基礎期間の末日に解雇等を行っている場合には4/5になります。
10-02	業況特例と地域特例の両方の特例に該当するのですが、どちらを選べば良いでしょうか	○ 業況特例は全国で適用されますので、両方に該当する場合は業況特例をお選び下さい。
10-03	これらの特例に係る支給申請はいつから行うことができますか。また、様式や添付書類について教えてください。	○ 令和3年5月21日にホームページに掲載いたしました。以下のリンク先から様式をダウンロードして申請下さい。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijioseikin_20200410_forms.html
10-04	これまで二若しくは三の連続する判定基礎期間をまとめて支給申請をしてきましたが、本特例が実施された後も特例実施前と実施後の判定基礎期間をまとめて支給申請できるでしょうか。	○ 特例の利用にかかわらず、まとめて支給申請をしていただくことは可能です。ただし、業況特例又は地域特例の期間とその前の期間で支給申請書類が異なりますので、必ずそれぞれの判定基礎期間ごとに申請書類の作成を行って下さい。
10-05	業況特例、地域特例は、緊急事態宣言等対応特例(業況)、緊急事態宣言等対応特例(地域)と何が異なるのでしょうか。	○ 対象となる要件や助成内容そのものに違いはございません。緊急事態宣言等対応特例は、令和3年4月30日までの休業等について、助成率が最大3/4であった大企業を対象にしていました。それぞれ4月までの特例、5月以降の特例としてお考え下さい。

(10-2) 業況特例

設問番号	設問	回答
10-06	業況特例の対象となるのはどのような企業でしょうか。	○ 判定基礎期間の初日が属する月から遡った3か月間(直近の生産指標(売上等)が算出できない等の事情により、この期間の生産指標(売上等)を記入できない場合は、当該判定基礎期間の初日が属する月の前月から遡って3か月間)の生産指標(売上等)の平均値が、前年又は前々年同期と比べ、30%以上減少した全国の事業主が対象となります。(※比較に用いる月は、①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合(緊急雇用安定助成金は②のみ)に限ります。)
10-07 (03-08の再掲)	生産指標として、売上高や生産量のほか、どのようなものが該当しますか。	○ 生産指標は、雇用の変動と密接に結びつく指標が含まれ、個別に判断するものです。例えば、宿泊業であれば「客室の稼働率」「客数」、建設業であれば「工事請負契約数」、造船業であれば「手持工事量(受注残高)」や「操業量」、労働者派遣事業であれば「労働者派遣契約の件数」や「就業中の派遣労働者の数(休業中の者を除く)」なども含まれますので、管轄の労働局やハローワークにお問い合わせください。
10-08	本特例の対象となる期間を教えてください。	○ 令和3年5月1日から令和3年7月31日までの期間が特例の対象となります。判定基礎期間がこの期間を1日でも含む場合、その判定基礎期間の全ての休業等に特例が適用されます。
10-09	一度、業況特例の対象事業主として支給決定を受けたら、翌月以降改めて生産指標を提出する必要はないのでしょうか。	○ 同一の対象期間である限り、業況に関する特例(緊急事態宣言等対応特例(業況)を含む。)を設けている間であれば改めての生産指標の提出は必要ございません。ただし、翌月以降の提出には、前回提出いただいた生産指標の申出書のコピーを添付いただくと審査がスムーズに行われますので御協力ください。
10-10	二又は三の連続する判定基礎期間を一にして支給申請書を提出することが認められていますが、令和3年4月～6月分をまとめて申請する場合、生産指標の比較月について教えてください。	○ 5月分から業況特例を活用いただく場合、5月から遡った3月の生産指標で比較する必要があります。4、5、6月を比較月として申請する場合には、6月分の申請にしか業況特例は適用されません。
10-11	事業を立ち上げてから1年が経過しておらず、比較する生産指標がない場合は対象となりますか。	○ 比較する生産指標がない場合は対象となりません。必ず、前年同期か前々年同期(※比較に用いる月は、雇用保険適用事業所となっており、その期間を通じて雇用保険被保険者である従業員がいることが必要となります)と比較する必要があります。
10-12	本社で一括して雇用保険の適用を受けているのですが、1年に満たない増設店舗の売り上げを除いて生産指標を比較することはできませんか。	○ 生産指標は、適用事業所単位で判断いたしますので、新設店舗を除いて比較することはできません。

(10-3) 地域特例

設問番号	設問	回答
10-13	地域特例の対象となるのはどのような企業でしょうか	<p>○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第32条第1項に基づく緊急事態宣言(令和3年4月23日にされたものに限る。)に伴い、 ①緊急事態措置の対象区域の属する都道府県(以下「特定都道府県」という。)の知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請又は特措法に基づかない働きかけ(特定都道府県の知事が独自に実施したもの)(以下「要請等」という。)を受けて、 ②緊急事態措置を実施すべき期間を通じて、 ③特措法施行令第11条に定める施設(※。ただし、特措法施行令第11条の三から十四に掲げる施設にあっては、床面積の合計が1000平方メートルを超えない施設も含む。また、感染防止策の徹底のみの要請対象施設は除く。以下同じ。)の内、特定都道府県内に所在し、要請等の対象となる全ての施設において ④要請等の内容を満たす休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限、又は飲食物の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)若しくはカラオケ設備の利用自粛に協力する 事業主が対象となります。</p> <p>○ 特措法第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置の公示に伴い、 ①まん延防止等重点措置の対象区域のうち職業安定局長が別途定める区域(以下「重点区域」という。)が属する都道府県の知事による基本的対処方針に沿った要請等を受けて、 ②まん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じて、 ③特措法施行令第11条に定める施設の内、重点区域内に所在し、要請等の対象となる全ての施設において、 ④要請等の内容を満たす営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)若しくはカラオケ設備の利用自粛に協力する 事業主が対象となります。</p> <p>※ 特措法施行令第11条に定める施設 (三から十四に掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えるものに限る。) 一 学校(三に掲げるものを除く。) 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。) 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。)、同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 五 集会場又は公会堂 六 展示場 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。) 八 ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) 九 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 十 博物館、美術館又は図書館 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設 十四 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設(十一に該当するものを除く。) 十五 三から十四までに掲げる施設で会って、その建築物の床面積の合計が1000平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特措法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの</p>
10-14	緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に係る要請等の対象となる施設を教えてください	<p>○ 要請等の対象となりうる施設は以下のとおりですが、詳細は各自自治体の要請等の内容をご確認下さい。(床面積の合計が1000平方メートルを超えないものも特例の対象となります。)</p> <p>(a) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設の内食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店 (b) 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設((a)に該当するものを除く。) (c) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (d) 集会場又は公会堂 (e) 展示場 (f) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。) (g) ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) (h) 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場 (i) 博物館、美術館又は図書館 (j) 遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けていない施設 (k) サービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く。)</p>
10-15	特定都道府県や重点区域の知事が、特措法施行令第11条に定める施設以外の施設に行った要請等に応じた場合は特例の対象となりますか	<p>○ 対象になりません。特定都道府県や重点区域の知事による要請等が特措法施行令第11条に定める施設に行われている必要があります。また、まん延防止等重点措置については、重点区域内の施設である必要があります。</p>
10-16	特定都道府県や重点区域以外の都道府県の知事が、独自に行った要請等に応じた場合は特例の対象となりますか	<p>○ 対象になりません。特定都道府県や重点区域の知事による要請等である必要があります。</p>
10-17	要請等に対し、部分的(一部の曜日や一部の店舗など)に応じた場合であっても特例の対象となりますか	<p>○ 特定都道府県や重点区域に設置している店舗の一部で対応している場合や休日にのみ時短営業を行っているような場合は対象になりません。対象となるためには、要請等に全面的に協力している必要があります。</p>

10-18	まん延防止等重点措置に係る要請等が行われましたが、営業時間の短縮に当たっての検討や準備に時間がかかり、数日経ってから営業時間の短縮を行うことになりました。この場合でも特例の対象となりますか	○ 本来、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じて全面的に協力を行う必要がありますが、営業時間の短縮を始めるために準備が必要だった場合は、その期間も含めて特例の対象とします。
10-19	営業時間を20時までとする営業時間の短縮の要請について、もともと20時までの営業としている飲食店等でも特例の対象となりますか	○ 従来から閉店時間を20時前に設定している施設については、特例の対象になりません(要請等に応じての営業時間の短縮等を実施する必要があります)。なお、休業、飲食物の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)若しくはカラオケ設備の利用を自粛することの要請が出ている地域において、その要請に協力している場合は、もともと20時までを営業としている飲食店等が実施する休業についても特例の対象となります。
10-20	営業時間を20時までとする営業時間の短縮の要請について、営業時間が9時から17時の要請等対象施設において、全日休業した場合は対象となりますか	○ 要請等(20時までの営業)に応じての営業時間の短縮等を実施している訳ではないので、特例の対象になりません。なお、休業、飲食物の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)若しくはカラオケ設備の利用を自粛することの要請が出ている地域において、その要請に協力する目的として休業を行った場合は要請に協力していることから特例の対象となります。
10-21	要請等に応じるため、20時で飲食店等を閉店した後、テイクアウトでの営業を続けた場合は特例の対象となりますか	○ 20時以降をテイクアウトのみの営業に切り替えたことによって、一部の労働者を休業等させた場合は特例の対象となります。
10-22	テイクアウトやデリバリーの専門店は特例の対象となりますか	○ 特例の対象になりません。特例の対象となる施設は、10-14にある要請等対象施設になります。
10-23	特定都道府県や重点区域以外の都道府県に事業所を設置している事業主が、特定都道府県や重点区域内の要請等対象施設において、要請等に応じて休業等を実施した場合、特例の対象となりますか	○ 特定都道府県及び重点区域内の要請等対象施設のみ特例の対象となります。要請等対象施設と要請等対象施設以外の労働者を休業等させた場合は、それぞれの様式に分けて申請してください。
10-24	要請等の対象となっていない施設が、要請等対象施設の営業時間短縮等の影響を受け、休業等を余儀なくされた場合、特例は適用されますか	○ 特例の対象とはなりません。
10-25	催物(イベント等)に関し、どのような場合に特例の対象となるのか具体的に教えてください	○ 要請等対象施設における催物(イベント等含む、以下同じ)について、人数上限や収容率の要件及び営業時間短縮の要請に対応するため、当該催物を開催した(又は予定していたが開催できなくなった)事業主に雇用される労働者(派遣労働者を含む)であって開催縮小等がなされる催物に従事する(予定があった)労働者の休業等は特例の対象となります。
10-26	催物(イベント等)に関し、特例の対象となる休業は催物当日だけでしょうか。数日前から、会場設営等の準備があったのですが、開催規模の縮小が急遽決まったため、一部の労働者に休業を実施しました。こうした場合は対象となりますか。	○ 要請等を受けて開催規模を縮小したことにより生じた休業等については、当該縮小に関連する休業等である限り、催物当日でなくても本特例の対象となります(ただし、その労働者が、当該縮小以外の理由で行った休業等については、要請等対象施設以外に記載をして申請して下さい。こうした休業等は地域特例の対象となりません。)
10-27	派遣労働者も含むとありますが、どのような場合に特例の対象となるのか具体的に教えてください	○ 要請等対象施設を派遣先として就労する派遣労働者が、派遣先企業が要請等に協力することにより、派遣先で就労できなくなり、派遣元企業が当該派遣労働者を休業等させた場合は、特例の対象となります。
10-28	緊急事態措置やまん延防止等重点措置に関する要請等の内容(期間や区域等)を知りたいのですが	○ 以下のリンク先に特例の対象となる区域等の情報をまとめておりますので参照下さい。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html ○ また、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が適用される都道府県のホームページは以下のとおりです。 ●北海道 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm ●宮城県 https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/ ●群馬県 https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00081.html ●埼玉県 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken_zyuutensochi0424.html ●千葉県 https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti36.html ●東京都 https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/index.html ●神奈川県 http://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/covid19/jiltushihoushin.html ●石川県 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenmin/covid19/documents/sochi210514.pdf ●岐阜県 https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/148731.html ●愛知県 https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html ●三重県 https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm ●京都府 https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html ●大阪府 http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html ●兵庫県 https://web.pref.hyogo.lg.jp/index.html ●岡山県 https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/718095.html ●広島県 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/emergency-20210515.html ●愛媛県 https://www.pref.ehime.jp/index.html ●福岡県 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19emergency-details-20210507.html ●熊本県 https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/140455.pdf ●沖縄県 https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kohokoryu/koho/2020_new_corona_potal.html
10-29	本特例の対象事業主となる場合、全ての店舗の労働者に助成率の引き上げが適用されるのでしょうか	○ 重点区域の知事の要請等の内容(期間、施設の制限等)に応じて協力する店舗で就労する労働者のみが対象となります。そのため、本特例事業主が実施した要請等対象施設以外の施設での休業等には従来の助成率(最大9/10)、及び雇用維持要件(令和2年1月24日からの確認等)が適用されます。
10-30	要請等対象施設の中に”ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)”とありますが、どういう意味でしょうか。	○ ホテル又は旅館については、集会の用に供する部分(宴会場等)に限り要請等の対象施設となっておりますので、宴会場等で働く労働者が休業等を実施した場合に、当該休業等が特例措置の対象となります。ホテル又は旅館内の全労働者が特例の対象になる訳ではないのでご注意ください。
10-31	同一の労働者が、勤務日によって重点区域内の要請等対象施設と要請等対象施設以外において働いている場合(ホテル内のレストランと受付など)はどうなりますか	○ 要請等対象施設における休業等のみ地域特例の対象となります。施設によって休業等の日数を区分し、申請する必要があります。
10-32	雇用維持要件の確認は適用事業所単位、要請等対象施設単位のいずれで行いますか	○ 適用事業所単位になります。
10-33	特例の対象となる対象労働者については、特例用の様式を使って支給申請することになりますが、店舗ごとに用紙を分ける必要がありますか	○ 複数の特例対象店舗がある場合には、原則、重点区域ごとに分けて実績一覧表を作成していただく必要があります。加えて、特例の対象とならない労働者については、要請等対象施設以外に分けて申請してください。

10-34	緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合、指定された日を含む判定基礎期間について、その実施すべき期間より前に行った休業は特例の対象となりますか。	<p>○ 知事などの要請等を受けて、休業、営業時間の短縮等の要請内容に協力した場合は、緊急事態措置を実施すべき期間を1日でも含む判定基礎期間において、特例の対象となります。</p> <p>(例)緊急事態措置を実施すべき区域として愛知県が令和3年5月12日に指定されましたが、その区域内で事業を行う飲食店等の事業主(月末締め)で、5月1日～5日まで休業を実施していたが、知事の要請等を受けて、令和3年5月12日～令和3年5月31日も休業を実施した場合。</p> <p>⇒判定基礎期間(令和3年5月1日～令和3年5月31日)の申請を行う場合において、令和3年5月1日～5日、令和3年5月12日～31日が特例の対象となります。</p>
10-35	催物(イベント等)を開催した(又は予定していたが開催できなくなった)事業主に雇用される労働者(開催縮小等がなされる催物に従事する労働者)の休業等も特例の対象となるとしておりますが、これは開催主催者以外の事業主も含まれますか。	<p>○ 特例の対象となるのは、開催主催者の事業主です。そのため、催物(イベント等)に伴って主催者から仕事を受けていた事業主(例1～3)は、開催主催者ではないため、地域特例の対象となりません。</p> <p>(例1)花火大会が中止となったため、照明や音響の委託を受けていた事業主の仕事がなくなり休業を余儀なくされた場合(※花火大会の主催者は別の場合)</p> <p>(例2)デパートなどで物産展が中止となったため、会場設営などを依頼されていた事業主の仕事がなくなった場合(※物産展の主催者は別の場合)</p> <p>(例3)ライブが中止となったため、警備の依頼を受けていた警備会社の仕事がなくなった場合(※ライブの主催者は別の場合)</p>